

松本市・山形村・朝日村中学校組合
第 1 回 定 例 教 育 委 員 会

平成 2 9 年 6 月 2 日（金）

午後 3 時 3 0 分から

松本市役所教育委員室

議事日程

第 1 開 会

第 2 教育長あいさつ

第 3 職員紹介

第 4 付議案件

議案第 1 号 信濃毎日新聞社等との「生徒の言語活動充実と新聞活用に関する
協定書」の締結について

報告第 1 号 平成 2 9 年度松本市・山形村・朝日村中学校組合第 1 回臨時会の
日程について

報告第 2 号 平成 2 9 年度松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第 1 回臨時
会提出予定議案第 1 について

報告第 3 号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正
について

報告第 4 号 松本市・山形村・朝日村中学校組合学校組合費教員設置要綱の制
定について

報告第 5 号 就学援助制度の見直し結果について

報告第 6 号 いじめの現状と対応について

報告第 7 号 「体罰に係る実態把握調査」の結果について

報告第 8 号 不登校の現状と対応について

第 5 その他

第 6 閉 会

出席者（５名）

教 育 長 赤 羽 郁 夫 君	教 育 長 上 條 利 春 君
教 育 委 員 根 橋 範 男 君	職 務 代 理 者
教 育 委 員 森 井 陽 子 君	教 育 委 員 二 茅 芳 郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 矢久保 学 君	事 務 局 次 長 小 林 伸 一 君
事 務 局 次 長 麻 田 仁 郎 君	事 務 局 次 長 横 田 則 雄 君
山 形 村 上 條 憲 治 君	朝 日 村 清 沢 光 寿 君
教 育 委 員 会	教 育 委 員 会
指 導 主 事 濱 中 浩 君	次 長 補 佐 中 村 三重子 君
次 長 補 佐 丸 山 丈 晴 君	次 長 補 佐 熊 井 理 英 君
次 長 補 佐 堀 敬 子 君	次 長 補 佐 甕 国 人 君
主 事 深 澤 亮 平 君	中 学 校 長 湯 本 武 司 君

◎開 会

○教育長（赤羽郁夫君） これより平成29年松本市・山形村・朝日村中学校組合第1回定例教育委員会を始めます。

◎教育長あいさつ

○教育長（赤羽郁夫君） 6月になりまして、緑がいよいよ新緑から日に日に濃くなる、そういう頃となりました。

一昨日、それから、昨日から今朝にかけて、寒冷前線が通過して、それに伴って突然の降雨と雷の音に驚かされて睡眠不足になった方もいるかもしれませんが、けさの新聞を見ますと、松本地域もひょうによって朝日村でレタスにも少し被害があり、また、ほかにリンゴやブドウにも被害があったということでもあります。

私もそのような記事を見て、この「信州の空模様」という本を開いてみましたら、ひょうについてのページにこのようなことが書いてありました。「長野県下の降ひょうについては幾つかのことがわかっている。時期的には5月ごろから本格的に始まり、6月をピークに9月ごろまで続く。1日のうちでも雷の発生に符合して午後2時から6時に集中している」というようなことが書かれています。また、「ひょうは、特定の地域で降りやすい傾向がある。

特に長野県内では上田、小県、佐久など東信地方のほか、北信地方にも比較的降りやすい」というようなことが書かれていました。松本地方では、特定の地域というよりは山沿いに降りやすい傾向があるかと思っていますが、ここにも「霜に比べて、局所的でも、ダメージが圧倒的に大きいのがひょうの被害だ」というようなことが書いてありました。農業は天候に左右されるということを言われますけれども、本当にこのようなことは祈るばかりであります。

さて、本年度も3市村が力を合わせて鉢盛中学校の教育の充実、それから、生徒の健全な育成のために取り組んでいきたいと思っています。管理者や議会の皆様方のお力添えを得ながら、教育委員会も今まで同様に鉢盛中学校を支える核として歩んでいきたいと思っていますので、皆様のご協力をぜひよろしくお願いいたします。

◎職員紹介

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、本日は本年第1回目の教育委員会でありますので、事務局員の自己紹介をお願いいたします。

では、校長先生からお願いいたします。

○中学校長（湯本武司君） 鉢盛中学校長の湯本武司と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局長（矢久保 学君） 事務局長、松本市教育委員会の教育部長の矢久保学と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長（小林伸一君） 事務局次長、松本市教育委員会教育政策課長の小林伸一と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長（麻田仁郎君） 同じく事務局次長、松本市教育委員会学校教育課長の麻田仁郎と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長（横田則雄君） 同じく事務局次長、松本市教育委員会学校指導課長の横田則雄と申します。よろしくお願いいたします。

○山形村教育委員会（上條憲治君） 山形村教育委員会教育次長の上條憲治と申します。よろしくお願いいたします。

○朝日村教育委員会（清沢光寿君） 朝日村教育委員会教育次長の清沢光寿と申します。よろしくお願いいたします。

○指導主事（濱中 浩君） 指導主事、松本市教育委員会主任指導主事、濱中浩と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長補佐（中村三重子君） 事務局次長補佐、松本市教育委員会学校教育課課長補佐の中村三重子と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長補佐（丸山丈晴君） 同じく事務局次長補佐、松本市教育委員会学校教育課課長補佐の丸山丈晴と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長補佐（熊井理英君） 同じく事務局次長補佐、松本市教育委員会学校教育課係長

の熊井理英と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長補佐（堀 敬子君） 同じく事務局次長補佐、松本市教育委員会教育政策課係長の堀啓子と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長補佐（甕 国人君） 同じく事務局次長補佐、松本市教育委員会教育政策課課長補佐の甕国人と申します。よろしくお願いいたします。

○主事（深澤亮平君） 事務局主事、松本市教育委員会学校教育課の深澤亮平と申します。よろしくお願いいたします。

○教育長（赤羽郁夫君） ありがとうございました。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、会議録署名委員でありますけれども、本日の会議録署名委員は、根橋委員、二茅委員にお願いいたします。

◎議事進行

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、議事に入りたいと思います。

本日は議案が1件、報告が8件、計9件でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、お手元に差し替えが数枚あるわけですが、これは全て同じところであります。報告第4号の後段、教員設置要綱の「策定」となっていたのを「制定」、そこが間違っていたということで差替えになっていますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 信濃毎日新聞株式会社等との「生徒の言語活動充実と新聞活用に関する協定書」の締結について

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、初めに議案第1号 信濃毎日新聞株式会社等との「生徒の言語活動の充実と新聞活用に関する協定書」の締結についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

説明は着座のままで結構です。

○事務局次長（横田則雄君） それでは、私、横田から説明したいと思います。

信濃毎日新聞社との協定書の締結についてでございます。

鉢盛中学校生徒の言語活動の充実を図るために、別紙協定書のとおり、協定を結ぶものでございます。

締結先は、2番にあります信濃毎日新聞社、それから、共同通信社長野支社、時事通信社長野支社になっております。

協定締結に伴う費用は無料でございます。

内容については、新聞記事の使用許可、それから、新聞料金の割引、新聞記事を活用した授業への支援でございます。特にアの新聞記事の使用許可について、「掲載」の一文、それ

から、「発行日」を明記すれば、特に許諾の手続なく、記事のコピーや配布をすることができるというものでございます。

県内の状況でございますが、松本市以外の18市教育委員会では既に協定を締結しております。松本市教育委員会も近々協定を締結する見込みということで、当組合教育委員会についても同様にするものでございます。

少し補足説明をさせていただきます。

このきっかけについてですが、授業で新聞記事のコピーを配布することや試験のために記事を使って問題をつくったりして配布することについては著作権法では認められているのでございますが、学校だよりや学級通信、職員の研修会、授業参観、PTA等で資料を配布するために記事をコピーする場合には、新聞社等の許諾がそのたびに必要であるというような外部からのご指摘によるものでございます。それがきっかけでございました。学校としては、いちいち許諾をとらないで、できるだけスムーズに記事を有効利用したいということで打診しましたところ、こういう協定を結ぶことで、そういう手間が省けて記事の利用ができるというものでございます。

ちなみに、松本では市民タイムスの記事をよく掲載しているわけでございますが、市民タイムスに確認しましたところ、市民タイムスとは協定を結ぶ必要はなく、編集部に連絡をすれば、無料で利用してもよろしいということでした。「市民タイムスの何月何日の掲載記事より抜粋」ということを明記すれば特に問題ないということでございましたが、信濃毎日新聞については、このような協定によって取り決めを進めたいということでございました。

多くの学校で信濃毎日新聞と市民タイムスを活用する機会が多いので、このように協定を締結することにしたものでございます。それ以外の新聞の利用については、それぞれ新聞社によって事情が異なりますので、また別途に各学校で対応していただくということを考えております。

協定書の内容については、2ページ、3ページにありますような形で締結したいと考えているところでございます。

以上です。

○教育長（赤羽郁夫君） では、ただいま説明のありました議案第1号について、ご質問、ご意見がございましたでしょうか。

松本市も近々締結するというお話がありましたけれども、朝日小学校や山形小学校ではどのような扱いになるわけですか。

（「協定締結済みです」と呼ぶ者あり）

○教育長（赤羽郁夫君） わかりました。

では、それぞれの教育委員会も締結済みということでありますので、当組合教育委員会についても同様ということで、本件については了承いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（赤羽郁夫君）　ありがとうございました。

◎報告第1号　平成29年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程について

○教育長（赤羽郁夫君）　次に、報告事項第1号　平成29年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程について、それでは事務局から報告をお願いします。

○事務局次長（小林伸一君）　事務局次長の小林でございます。私のほうから、座ったまま失礼いたしますが、説明いたします。

資料の5ページをお願いいたします。

報告第1号　平成29年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程についてでございます。

日程でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。

差替えになっておりますので、差替えのほうをご覧いただきたいと思います。

第1回臨時会の日程でございますが、平成29年7月5日水曜日、開催場所は山形村農業者トレーニングセンターでございます。

午後2時30分から管理者会議を開催いたしまして、議事日程について、本会議前の議員協議会協議事項について、本会議付議事件について、本会議後の議員協議会提出案件について、議員協議会の質疑に対する答弁について、その他という日程で会議を行います。

その後、午後3時30分から議員協議会を開催いたしまして、議長の選挙、議席の指定、教育委員会委員の任命についてを協議いただきます。

議員協議会に引き続きまして、本会議を開催いたします。管理者挨拶、それから、8ページ、次のページをご覧いただきたいのですが、本会議日程に入りまして、議長の選挙、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案第1号　教育委員会委員の任命について、報告第1号　松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正について、こちらをご審議いただきます。

すみませんが、お戻りいただきまして7ページでございますが、休憩を挟みまして、再び議員協議会を開催いたします。そこにお示しの報告事項第1号から第6号までを申し上げ、会期1日で開催をしたい、このようなことでございます。

説明は以上です。

○教育長（赤羽郁夫君）　それでは、報告第1号　臨時会の日程についてでありますけれども、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君）　特にご意見等ございませんので、それでは、報告第1号は報告を受けたということで集約したいと思います。

当日は、山形村農業者トレーニングセンターでお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

します。

◎報告第2号 平成29年松本市・山形村・朝日村中学校組合第1回臨時会提出
予定議案について

○教育長（赤羽郁夫君） では、続きまして、報告第2号 第1回臨時会提出予定議案について、説明をお願いします。

○事務局次長（小林伸一君） それでは、資料9ページをご覧いただきたいと思います。

提出予定議案は、お示しのとおり、議案第1号 教育委員会委員任命について及び報告第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正についての2件でございます。

私からは、教育委員会委員の任命についてご説明いたしますので、恐れ入りますが13ページをお願いいたします。

当組合の教育委員会委員4名のうち2名の委員の任期が平成29年7月26日をもって満了することから、後任者を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき議会の同意を得るものでございます。

表中の上段の竹下貴子氏でございますが、上條利春教育長職務代理の後任として教育長職務代理に任命をお願いするものでございます。

上條委員につきましては、平成27年7月27日から当組合の教育長職務代理をお願いしてまいりました。教育長職務代理者は、3市村の申し合わせによりまして山形村、朝日村の教育長職務代理者を2年交代で選出することになっておりまして、今回、山形村の竹下貴子教育長職務代理を任命したいというものでございます。

なお、申し合わせによる任期は、7月27日から2年間となるものでございます。

同じく表中下段の大森志保氏でございますが、森井陽子委員の後任として教育委員に任命をお願いするものでございます。

森井委員には、上條委員と同様に、平成27年7月27日から当組合の教育委員をお願いしてまいりました。申し合わせにより保護者代表としての教育委員を各市村から2年交代で選出していることから、今回、松本市からの推薦により、大森志保氏を任命したいというものでございます。

なお、申し合わせにより任期は7月27日から2年間となります。

以上のお二方を教育委員会委員として任命することについて、議会の同意を得るため7月5日の臨時会において上程するものでございます。

お2人の経歴等につきましては、次ページ以降をごらんいただきたいと思います。

報告は以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、報告について、ただいま議案第1号の部分について説明がありましたけれども、これについて、ご質問はよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○教育長（赤羽郁夫君） では、報告を受けたことといたします。

◎報告第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正
について

○教育長（赤羽郁夫君） 続きまして、報告第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

では、説明をお願いします。

○事務局次長（麻田仁郎君） よろしくお願いいいたします。事務局次長の麻田でございます。

お手元の資料の19ページをお願いいたします。

報告第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正についてということでございます。

趣旨につきましては、そこにあるとおりでございますが、2番目の改正の理由及び改正の内容でございます。

平成25年に成立いたしました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が、今回、平成29年5月30日に一部改正をされました。改正の主な内容につきましては、7月から稼働が予定されている国の情報提供ネットワークシステムに関しまして、地方自治体が条例で定める独自の事務について、このシステムを使用した情報連携に関する規定が法律上第26条として1条分追加されたことによりまして、組合の個人情報保護条例の第15条第2項及び第16条第2項において、この引用文の繰り下げを行うというものでございます。

具体的な改正内容につきましては、（3）新旧対照表でご説明をいたしますが、めくっていただきまして20ページをお願いいたします。

資料1ということでございますが、左側が現行、右側が改正後ということになっております。

第15条第2項、それから、第16条第2項ともに、下線を引いてある部分が根拠法令であります番号利用法第28条を第29条に改めるというものでございます。

この第15条第2項につきましては、内容は自己の特定個人情報を法律に違反して収集された場合、もしくは28条に定めるように必要事務の範囲を超えて作成された場合は、実施機関に対し、その記録の削除を請求することができるという内容のものでございます。

同様に、第16条第2項につきましても、自己の特定個人情報が目的外で利用されている場合については、その利用の中止を請求できるという内容でございます。

改正文につきましては、21ページにありますので、ご覧いただきたいと思います。

恐縮ですが、19ページにお戻りいただきまして、4の施行日についてでございます。改正法の施行日と同日の平成29年5月30日でございます。

また、5の議会对応につきましては、今回の改正については、組合議会を招集するいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をしてございます。同条第3項の規定に基づいて、平成29年7月5日開催の臨時議会で報告させていただくというものでございます。

以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） ただいま新旧対照表等を基に説明をいただきましたが、ご質問等はいかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、第3号については報告を受けたということといたします。

◎報告第4号 松本市・山形村・朝日村中学校組合学校組合費教員設置要綱の制定について

○教育長（赤羽郁夫君） では、続きまして、報告第4号に移りますけれども、訂正があるので、差替えて新しいものをお配りします。差替えのもので説明させていただきたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

○事務局次長（横田則雄君） それでは、私のほうから説明を申し上げます。

報告第4号、ただいま配付いたしましたものと差替えていただきたいと思います。松本市・山形村・朝日村中学校組合学校組合費教員設置要綱の制定についてでございます。

不登校生徒対策の強化等を含めて、組合立鉢盛中学校に配置する組合費教員の職務等を明確にするため、必要な事項を定めたものでございます。

要綱を見ていただきまして、昨年度から本年度にかけて適応指導教員を自立支援教員というように名称を統一いたしました。主に、お手元の差替えの資料の25ページにお示しいたしましたように、自立支援教員の職務内容を、不登校の児童生徒の社会的自立支援に関すること、不登校、ひきこもりの生徒を1人でも多く学校に足を向くようにということで職務を明確化したものでございます。その名称の変更、それから、中学校学力向上推進教員を配置しておりますが、そのこともあわせて職務を明確化し、24ページにありますように、目的、定義をより明確にし、それから、第6条のところで、任用期間は、1年以内とするということ、それから、7回まで任用期間を更新できるということも明確にしたものでございます。

それぞれの先生方の職務等を明確にすることによって、先生方には目的を持ってお仕事していただき、また、その仕事の成果が、後で検証にも十分役立つようにということで研修等も現在計画しておりますが、今回、その一定の整理をしたものでございます。

以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） 特に25ページの職務について、「2 その他教育委員会が指示すること」この文言が加わっているということですね。

○事務局次長（横田則雄君） はい。

○教育長（赤羽郁夫君） 松本市でも同様の対応をしたわけですが、松本市の教育委員会の中では、規定した職務に当たってもらうことはいいことだけれども、学校の実情に応じて幅広く対応していただくという余地も確保してほしいというようなご意見があり、「2 その他教育委員会が指示すること」というようなことで、学校の状況に応じて幅広い運用ができるような余地も残して書き足したというところでございます。いわゆる市費、また組合費の先生方の研修もあわせて充実させるという、そのような意味合いがありますのでご理解をいただきたいと思います。

報告第4号についてはご質問、ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（赤羽郁夫君） では、報告第4号についても報告を受けたこととしたいと思います。

◎報告第5号 就学援助制度の見直し結果について

○教育長（赤羽郁夫君） では、続いて報告第5号に移ります。就学援助制度の見直し結果についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。

○事務局次長（麻田仁郎君） よろしくお願いいいたします。

資料27ページをお願いいたします。

就学援助制度の見直し結果についてということでございますが、趣旨でございます。

昨年11月7日の教育委員会におきまして、就学援助制度がより実態に沿った内容となるよう、平成28年度からの一部前倒しを含め、見直しを行うということをご協議いただいてご了解をいただいたものでございます。

その際、管理市の制度に準じた対応をとることを基本に、就学援助の認定倍率についても、より制度の趣旨に沿った倍率に見直すことでご了解いただいたところでございます。既にご了解をいただいた改正も含めまして、改めてその内容をご報告するというものでございます。

2番の見直しの内容でございますが、（1）につきましては、既に各市村でご対応いただいております新入学用品費について、小6の3月支給に変更したというものでございます。

それから、（2）の給食費につきましては、現行の6万円を実費支給ということで61,070円に見直しをさせていただいて、平成29年から実施をしていくというものでございます。

それから、（3）の認定基準につきましては、従来、管理市に準じて、生活保護基準額の1.58倍未満だったものを、1.4倍未満まで見直しをしたというものでございます。

ちなみに、収入の目安としましては、夫婦と子供2人のモデル世帯で597万円程度であったものを533万円程度まで見直しをしたというものでございます。

この1.4倍の533万円という根拠でございますが、管理市におきます保育園に通園されている世帯、言うならば、今後就学援助の対象になり得る世帯の推計平均年収が530万円程度で

ございまして、管理市においてはこうした推計平均年収以下の世帯は全通園世帯の約6割程度となっております。こうした平均的な年収未満の世帯を基準といたしまして、今まで同様に幅広く支援対象としていくという見直しがされましたので、当組合においても管理市に準じた見直しを行ったというものでございます。

今後の対応につきましては、昨年度、組合の当初予算説明の折にも、組合議会にご報告させていただくという説明をしてございますので、次回の組合議会に報告してまいりたいというものでございます。

以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） 管理市に準じてこのような制度にするということですが、6年生の3月に変更したことについて、松本市では具体的にどのような声がありましたか。

○事務局次長（麻田仁郎君） そのことにつきましては、非常にありがたいということでございました。当組合とは直接は関係ないかもしれませんが、中学生に対する支給を小学校6年生に前倒しをするということによって、では、小学校を前倒しできないかという、そのようなご質問もあるかと思いましたが、そのようなことは全くなく、ありがたかったというお声を耳にしているところでございます。

○教育長（赤羽郁夫君） 朝日村では何か声がありましたか。

○委員（二茅芳郎君） 特には聞いていないです。

○教育長（赤羽郁夫君） 山形村では何か声がありましたか。

○委員（根橋範男君） 特には聞いていないです。

○教育長（赤羽郁夫君） 森井委員さんは保護者の立場ではどうお考えですか。

○委員（森井陽子君） そうですね、支給が早いほうが助かりますので、そのほうがありがたいです。

○教育長（赤羽郁夫君） また、先ほど話がありました小学校入学前という話についても、できればそのほうが良いとお考えですか。

○委員（森井陽子君） できればそのほうが良いと思います。

○教育長（赤羽郁夫君） このようなことは、全国的にも、去年、今年あたりで急速に進んできたということをいろいろな新聞等でも見るわけですが、やはり子供の貧困対策等とも関わって、このような大きな流れになっているのかなと思います。

○委員（二茅芳郎君） 一つよろしいですか。確認なのですが、給食費の件について、実費支給ということは中学校では年額61,070円になるという捉え方でよろしいですね。

○事務局次長（麻田仁郎君） はい。一食当たり310円で、197日ということになっています。

○委員（二茅芳郎君） ありがとうございます。

○教育長（赤羽郁夫君） 金額にずれが出てきてしまった部分を穴埋めするという意味です。

ほかにご質問等、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、報告第5号についても報告を受けたこととしたいと思います。

◎報告第6号 いじめの現状と対応について

○教育長（赤羽郁夫君） では、引き続き報告第6号 いじめの現状と対応について、報告願います。

それでは、校長先生のほうでお願いいたします。

○中学校長（湯本武司君） では、29ページをお開きください。

本校のいじめの現状と対応について報告します。

いじめの現状ですが、平成28年度のいじめ件数は表にあるとおりであります。

いじめを発見した経緯もお示しのとおりであります。

その中のいじめの態様ですが、複数ありますが、お示しのとおりになっております。

3の対応についてですが、いじめられた生徒への対応は、学級担任を中心に、学年正副主任、生徒指導主事、養護教諭が当該生徒からいじめの状況を聞くとともに、教職員が見守りを行う等の対応をしました。

いじめた生徒への対応ですが、同様に学級担任を中心に、学年正副主任、生徒指導主事、養護教諭が連携して対応に当たりました。具体的には当該生徒からいじめの状況を聞くとともに、保護者に報告し、保護者と指導の方向性を話し合った上、生徒への指導を行いました。

「いじめ追放宣言」の確認と振り返りについては、平成26年度に作成した「鉢盛中学校いじめ追放宣言」の宣言文を確認するとともに、それに込められた思いを全校生徒で共有するため平成28年7月に全校集会を行いました。また、11月には、宣言文を振り返りながら、いじめの現状の確認と課題を明確にしていく全校集会を行いました。

4の今後の取り組みといたしまして、平成28年度に発生した事案については、対応の結果、いじめは解消されています。

今後も、いじめられた側・いじめた側のそれぞれの生徒への見守りを継続するとともに、いじめが発生しやすい時間や場所などに注意し、いじめの発生防止に一層努めてまいります。また、年間を通して2カ月ごとに「いじめ調査」を実施します。

（2）の生徒会では、「鉢盛中学校いじめ追放宣言」に基づいて友達とのかかわり方を全校で考え発表し合う生徒集会を、人権旬間に合わせて年2回実施いたします。

（3）の社会的課題にもなっているネットモラルにつきましては、重要な取り組みとして生徒及び保護者への講演会をそれぞれ今年5月11日に行いました。また、年間を通してネットモラルに関する保護者向けの通知を出すほか、長期休み前の支部懇談会で話題に取り上げて、保護者への注意喚起を継続していきます。

以上です。

○教育長（赤羽郁夫君） いじめの現状と対応について、管理市においても2カ月に1回ずつ

いじめの調査をしていることを、もう10年以上続けているわけですが、その間にも状況がかなり変わってきて、スマホ等によるネット関係のいじめが、特に中学生を中心にして深刻な状況で、全国的にもネット関係のいじめによる自殺がなかなか後を絶たないというような状況もあり、例えば青森県の事件でも、ネットによる誹謗中傷等があったというように言われています。報道等でも、教育委員会や学校のあり方が必ず強く問われるわけですが、学校でも見えにくくなっているこのいじめの現状をどのように私たちは受けとめていくべきか、本当に大きな悩みと言えます。見えにくいものにどう対応していくかということについては、鉢盛中では特にいじめ追放宣言等を中心にしながら、毎年工夫をしながら対応していただいているんですけれども、なかなかもう一歩踏み込めない部分もあるかと思います。校長先生はどうお考えですか。

○中学校長（湯本武司君） 赤羽教育長先生の仰るとおりで、ネット上でのいじめは本当に見えにくいので、どう対応したらいいのかと悩んでおります。ただ、やはり2カ月に1度のいじめ調査のアンケートにその状況を書いてきてくれることがいじめを把握するうえでの一番の手だてだと思います。先日も話題があったのですが、結局はスマホだけではなくて、生徒たちはアイポットとかゲーム機等でもラインができますので、どちらかというとスマホよりゲーム機でラインを利用している生徒が多いです。また、ラインで何かあいつがおもしろいことを言ったぞと生徒同士の会話を担任が聞きつけて、そこから2年生六十何人から聞き取りをしました。そこからわかったことですが、夜間に647回ラインのやりとりが行われております。また、それを基に今度は3年生にも聞き取りをしたら、やはり3年生も同じような状況であることがわかってきて、現在も調査をしている最中です。また、先生方の中には、学校がスマホ等を持たせてないのに、何でそのような調査をやらなければいけないかという意見を持つ先生もおります。私はそれは違うよと先生方に言いまして、例えば先ほどお話にありました青森県の問題についても、結局あれは学校がスマホを持たせたわけではありませんが、あれだけ大きく報道等で取り上げられて、学校のいじめということになっています。ですから、学校がやっていくしかないんです。

そのようなこともあり、現在3年生を対象に調査をしている真っ最中でありまして。3年生もやはり六十何人がスマホを持っておりまして、いろいろなライングループが多数ありますので幾つものトラブルが出てきています。嫌なことを書かれたとか、中には写真を加工されたとか、そのようなものも出てきています。また、校長会でも話題になっておりまして、ほとんどどの学校においてもそのような現状が出ているようです。

いかに早く問題を見つけて対策をしていくか。しかし、見つけても、また絶対にトラブルは起きるので、そこは本当に我々が見えない部分であります。保護者はスマホを生徒に与えてしまっただけからその実情についてはあまり知らない部分ですので、トラブルを防ぎにくくて、本当に困っているというのが現状であります。

○委員（上條利春君） いじめ調査を2カ月ごとにやっているのは、去年もやったわけですね。

○中学校長（湯本武司君）　ずっとやっています。

○委員（上條利春君）　そのいじめの実態調査の結果と、資料中のいじめの発生件数とは違うという事例もあるわけですか。例えば、自分はいじめられたといじめの実態調査には書いたんだけど、本日の資料中の発生件数には載ってないとか。

○中学校長（湯本武司君）　必ず書かれたことに関しては調べています。

ただ、無記名で提出してもらう調査なので、集めるときに通りがときちんとかと集めさせて、どの通りが覚えておくようにと生徒指導主事には言っております。また、担任が見れば生徒の字は大体わかるので、そのような工夫はしております。

○委員（上條利春君）　もう一つは、1年のいじめが3件あって、3年になるとなくなっているようですが、これは3つの小学校が一緒になるとか、そのようなことに起因することではないですか。

○中学校長（湯本武司君）　それはないと思います。1年生はどちらかというと、初めに学校に入ってきて、相手のことを余り考えずに、「おまえ、くさい」とか「きもい」とか言って、それで悲しむ生徒が出てくる感じです。

○委員（上條利春君）　どうもありがとうございました。

○教育長（赤羽郁夫君）　ほかにはどうですか。

本当は保護者の方が買い与えているので保護者の責任もあるのですが、校長先生に先ほどお話ししていただいたような現実があるということを前提として保護者の方にもご理解をいただくようにしていかないと、ただでなくとも中学校の先生方は部活動の指導もあり、生徒指導についてもそのスマホの問題だけではなく、進路指導や不登校等の対応もある、多忙化にまさに拍車をかけてしまう一つの要因になっているということはやはり保護者の方にもご理解いただきたいと思います。例えばスマホやアイポッド、ゲーム等の使い方についても、一義的には家庭で指導していただくような取組みもしていかないと、何かあったときに最後は学校と教育委員会で対応、それが全てになってしまい、批判の矢面に立つという傾向もあります。そのことは学校がやらざるを得ないという状況だということを常に保護者の方とお互いに理解していかないといけないと思います。

○委員（二茅芳郎君）　はい。

○教育長（赤羽郁夫君）　二茅さん、どうぞ。

○委員（二茅芳郎君）　先生の中には、ラインのいじめ内容を追跡する力のある方もいらっしゃるということは大変重要なことだと思います。小学校でプログラム学習がありますよね。これも相当理解してないと指導できないことなので、これからどうしていくか、大きな課題だと思います。先日驚いたのは、朝日小学校の校長先生に朝日村の定例教育委員会に来ていただいて聞いたのですが、先日の授業で1年生が初めてパソコンを使ったということでした。その際、パソコンの画面をタッチパネルだと思ってスマホと同じようにスライドさせようとする児童がいたといいます。いかに普段の生活の中でスマホが幅をきかせているか、よくわ

かりました。我々もそのような子供たちの姿をつかんで、家庭の状況や学校で見る子供の姿の裏側を見ていかないと、今言ったようないろいろな問題が出てくると思います。私もスマホを去年始めたのですが、使い方がいまだにわからない。

○委員（上條利春君） 先ほどラインのいじめについて追跡ができる先生がいるというお話がありました。ラインのグループって様々なグループがあるではないですか。それをどのように追跡するか、何か方法はあるんですか。

○中学校長（湯本武司君） 結局、問題があった生徒たちの保護者に許可を得たうえで、生徒からスマホ等をお借りして、正直私は扱い方が全然わかってないので、若い先生たちをお願いしつつ、そこで確認して、誰々という生徒の名前が上がってきて、そこからさらに状況がわかっていくという形であります。そうするとラインのグループというのは本当にいろいろあり、1人が幾つものグループに入っているのだとわかります。

○委員（上條利春君） いっぱいグループに属しているんですね。片一方で悪口言ったり。

○委員（二茅芳郎君） 相手がいたら返信に時間も気にしなきゃいけないですし。

○教育長（赤羽郁夫君） 大変な時代ですね。

○委員（上條利春君） しかし、先ほどもお話に出ましたが、親のスマホ等を扱う技術よりも子供の方が進んでいる現実がありますよね。ですから親に言っても、どのくらい子供たちといい約束事ができるかという、なかなか疑問だと思います。また、最後には本人がどのくらいスマホ等に危険があり、また重要なものだということを自覚する以外にはないような感じがします。私自身もラインをやっているのは、相手には言葉遣い等に気を使います。中には力のある子もいますから、それに対する反応とか、言葉遣いとかすごく気を使っているのではないかと思います。

○教育長（赤羽郁夫君） 生徒たちが鉢盛中学校へ来る前には必ず各小学校を通ってきます。各小学校におけるメディア・リテラシーを育む取組みの積上げの上にまた鉢盛中学校があるので、それぞれの各小学校でどのようなメディア・リテラシーを育む取組みをそれぞれやって生徒が鉢盛中学校へ上がってきているかというようなことの情報交換も、またどこかの機会で行っていただきたいと思います。例えば各小学校で少なくともこの辺だけは共通的な教育をやって鉢盛中学校へ入学させようというところはやはり必要だと思いますので、その辺についてもまた機会を作っていただきたいと思います。また、各小学校でのメディア・リテラシーを育む取組みにばらつきがあると中学校へ行って非常にやりにくいと思うので、もし鉢盛中学校から何らかの提案があつて、小学校段階で少なくともこの辺くらいまでは教育していただきたいとか要望がありましたら、また、専門家の人たちのご意見も聞きながら、その辺の情報交換等も検討できたらと思いますが、いかがですか。

どんな内容で、どのようにやって、どのくらいというような情報交換は小学校段階においても、それぞれやっていますよね。また、事務局で各小学校のメディア・リテラシーを育む取組みにおいて、どのようなことをやっているかということを経営収集し、それを専門家に

見ていただいて、この辺を小学校で共通的に扱ったら中学校へ行ってからより効果的なものにつながりますというようなアドバイスをいただく、そのようなことも検討する必要があるかなと思います。いじめも、ひやかしやからかいというような、ただ一言で言えるような段階をはるかに乗り越えてしまいました。特に中学生は見えるいじめから、見えないいじめにもう移行しているということだけは我々もきちっと認識を持っていないと、何か起こったときにその対応が本当に浅い対応になってしまうと思うので、事務局のほうでも各小学校のメディア・リテラシーを育む取組みについて情報収集をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、報告第6号については報告を受けたことといたします。

◎報告第7号 「体罰に係る実態把握調査」の結果について

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、続いて報告第7号 「体罰に係る実態把握調査」の結果について、お願いします。

○中学校長（湯本武司君） では、31ページをお開きください。

平成28年4月から29年2月までの期間を対象として、長野県教育委員会が実施した「体罰に係る実態把握調査」における本校の結果について報告します。

2の経過は、資料のとおりやっていました。

3の調査結果ですが、生徒、保護者、教育職員から回答があり資料のとおりです。今のところ体罰の報告はなしということでありました。

4の今後の対応ですが、生徒へはいじめに関する調査と並行して、体罰に関する調査を定期的に実施していきます。また、教育職員へはセルフチェックシートを活用した研修を今後も継続していきます。

(2)として、学校内外の相談窓口を明確にし、生徒がいじめや体罰に関して気軽に相談できる環境を整えるなど、今後も体罰根絶のための取り組みを一層強化していきます。

以上です。

○教育長（赤羽郁夫君） ありがとうございます。

ちなみに、この3年間、去年、おととしの状況は体罰はありませんでしたか。

○中学校長（湯本武司君） はい、私が着任してからはありません。

○教育長（赤羽郁夫君） 保護者は4分の3くらいですけれども、回収率も非常に高いので、これについては信頼性は非常に高いと思います。今日の新聞にも中学校の先生の体罰が保護者にまでというような記事が載っていましたが、特に中学校では体罰がなかなかないという現状があるわけです。

もちろん体罰がないのが一番いいわけですが、これは何よりも生徒と教職員の信頼関係というところが基盤になっています。体罰はないけれども、生徒と教職員との関係は何

となく冷めているというのもおかしいと思いますので、やはりそこが温かい関係で結ばれているところを大切にしていけたらと思います。引き続きお願いしたいと思います。

それでは、報告第7号については報告を受けたということで次に進ませていただきます。

◎報告第8号 不登校の現状と対応について

○教育長（赤羽郁夫君） 報告第8号 不登校の現状と対応について、引き続き校長先生から説明をお願いします。

○中学校長（湯本武司君） 33ページをお開きください。

本校の不登校の現状と対応について報告します。

2の（1）ですが、不登校による年間30日以上欠席生徒数は、表のとおりであります。推移はその下のグラフを見てください。

（2）相談室登校生徒数も表のとおりであります。

3の不登校の現状とその対応について、（1）の不登校生徒数ですが、5月22日現在、不登校はおりません。

（2）の相談室登校生徒数ですが、相談室に登校する生徒は現在おりません。昨年度相談室登校していた3年生が卒業していったからです。

（3）の中間教室通室生徒数ですが、そこに記載のあるとおりで、現在3名おります。

ア、あかり教室として3年生1名が入室しています。4月当初は、本校へ登校していましたが、現在は中間教室にほぼ登校しています。そのかわり放課後、昨日も夜にも彼女は本校へ来ていました。

イ、鎌田中間教室ですが、2年生1名が入室し、ほぼ毎日夕方に保護者とともに本校に登校し、担任と面談を行っています。そのかわり鎌田中間教室にはほとんど行けていないようであります。また、1年生1名が今年5月中旬より入室し始めました。

○教育長（赤羽郁夫君） 報告第8号のことについては、年度によってそれぞれ取組み状況や人数のばらつきもあるというのが現状だと思いますので、記録に残していただいて、鉢盛中学校で一生懸命やっていただいて、また中間教室等も活用して今後に向けて進めていきたいと思います。

また校長先生、ご苦労いただきますが、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第8号については報告を受けたことといたします。

ありがとうございました。

◎その他

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、以上で予定されていた案件は終了しましたけれども、その他全体を通して何かありますでしょうか。

それでは、事務局のほうでお願いします。

○事務局次長補佐（甕 国人君） 事務局から1点お願いがございます。

現在、事務局では鉢盛中学校におきます教職員の勤務時間の割り振りの実施要領の制定に向けた処理を進めております。同様の要領につきまして、松本市も今後制定するということで、6月下旬の教育委員会にかけるとの予定でありますが、当組合におきましても管理市であります松本市で策定された要領に基づいてご協議いただきたいと思いますと考えております。

教育委員会の協議事項となりますので、次回の定例教育委員会が10月25日と大分先になってしまうということから、7月5日の臨時議会の後に、臨時の教育委員会を開催していただければ、その場でご協議いただけるかと考えております。もしよろしければ、そのようなことで事務を進めてまいりたいと思いますが、その点についてお願いいたします。

○教育長（赤羽郁夫君） 事務局から今そのような提案がありましたが、7月5日の臨時議会の終了した後ですか。

○事務局次長補佐（甕 国人君） はい、終了後にお願いいたします。

○教育長（赤羽郁夫君） 7月臨時議会の終了後に、臨時教育委員会を開いて、そこで協議し、決定していただきたい。当組合の教育委員会は年に限られた回数しかありませんので、臨時議会の後で短時間、臨時教育委員会を開催させていただくということによろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（赤羽郁夫君） では、事務局のほうで準備を進めていただきたいと思います。

他には何かありますでしょうか。

○委員（上條利春君） 今の話ではないのですが、英語教育が小学校でも始まりますよね。それについて、小学校と中学校でのすり合わせや研究の計画はあるのですか。単独でやっていると、何か中学校へ行って段差があるような感じがしますので、ぜひ研究してもらえればうれしいです。

○中学校長（湯本武司君） 現状ですが、小学校の希望に応じて出前授業をやっているのですが、多いのは英語と数学、理科です。昨年度は英語の出前講座をやりました。私も必ず各小学校へ行って話を聞くということでやっていますので、小学校から要望していただければ、中学校としては可能な限り日程を合わせていきたいと思っております。

○委員（上條利春君） 小学校では担任が主になって英語をやることになりましたが、中学校へ行けばそれは専門の英語教師がやるわけであります。そこでうまく引き継がないと、逆に英語嫌いになってしまう危険性があります。

○教育長（赤羽郁夫君） 小学校においては来年度から3・4年生と5・6年生の教科が先行実施というようなことで、近隣の自治体、具体的には塩尻市ですけれども、英語の指導主事等を配置し、カリキュラム等を行っています。

横田次長、この間の市町村教委連絡会でも、そのようなお話がありましたよね。

○事務局次長（横田則雄君） 塩尻市ではそのような指導主事を据えて研修を進めているようですが、結局、塩尻市で研修を進めて力をつけた先生も異動等でまた散らばってしまう、そ

れを考えると、このような研修は市町村という単位ではなくて、広く全県でスキルアップして、県内のどこへ行っても同等の力をつけた先生が英語の授業をできるという、そのような研修をぜひ進めてほしいというご発言、要望がありました。

○教育長（赤羽郁夫君） 恐らくそれが筋でしょうし、そのことは県にも要望しているのですが、なかなかやりましようとは言いませんので、結局市町村によってその辺が非常にばらつきがあって不安があるというようなことです。

特に朝日村では何か考えていますか。

○委員（二茅芳郎君） 考えていません。

○教育長（赤羽郁夫君） 山形は何か考えていますか。

○委員（根橋範男君） 今年、山形小学校では英語が研究校になるので、主幹さんとや指導主事さんに相談して、次期学習指導要領につながる話になりますから、どのように事業を展開していくか、どのように子供たちに教科として伝えるかというようなことを検討していますので、また来ていただきたいです。

○教育長（赤羽郁夫君） 今まで教育課程は松本と塩筑と別々でやっていたのですが、今度は松塩筑全部で一緒にやるようになったので、松本の小学校も山形小学校で学ばせていただきたいと思います。

○委員（根橋範男君） そのときにいろいろ知恵をいただければ、ぜひお願いいたします。

○委員（上條利春君） 時期が近くになればなるほど問題が出てきてしまうのですよね。

○委員（二茅芳郎君） 去年は研修に英語指導助手も来ました。英語指導助手、一生懸命学んで行きました。

○教育長（赤羽郁夫君） 全国的に、また長野県においても、小学校の教員についても英語がそれなりにできる教員を採用していこうというような傾向はあるのですが、現状では焼け石に水で、これから何十年も経たなければ、そのような教員が揃っていかないので、私は、それぞれの学校で前倒しも含めて、英語の導入についてどうするか、一義的には学校が主体的になって考えるべきだということを話をしています。市町村や県が主体性のないことではやはりなかなか上手にいきませんので苦慮しているというのが現状です。

この間、私は台湾へ行ってきましたが、なかなか英語がうまく通じなくて、冷や汗をかいたのを覚えています。乾杯だけは通じるんですけども、なかなかその後が通じなくて非常に苦労してきました、今さらながら英語の実力のなさを痛感してまいりました。

また、そんな新しい学習指導要領のことについても、次回の教育委員会等でも少し話題にしながら進めていけたらと思います。

それでは、その他よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） ありがとうございました。

◎閉 会

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、以上で第1回定例教育委員会を終了といたします。
ありがとうございました。

会議録調整職員

松本市・山形村・朝日村中学校組合主事（松本市教育委員会学校教育課主事） 深澤 亮平

会議録署名委員

署名委員 根橋 範男

署名委員 二茅 芳郎